

FRP製パネルタンク データシート【品質性能概要】＜評価基準＞

項 目		評価基準	事由
1. 適用範囲	・評価申請該当機種の容量及び寸法等	国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4 年版によること	仕
	・申請品寸法一覧表	提出できること	仕
2. 構 造	・複合板形パネルの構造図	提出できること	評
3. 性 能	・タンク本体の耐震強度	満足していること	仕
	液面揺動による強度	損傷を起さない強度を有すること	仕
	・耐震設計の方法	記載要領の基準・指針に基づいていること	設
	・設計用鉛直震度	設計用水平震度の1/2の値であること	仕
4. 耐震資料	(1) 大、中、小容量(30、12、5m ³)それぞれの耐震計算書	提出できること	評
	・タンク本体の強度	満足していること	仕
	・アンカーボルト(埋込アンカー)の強度	満足していること	設
	・鋼製架台の強度	満足していること	設
	(2) 二槽式タンクは一方のタンクが空の時の計算書	提出できること	仕
	・タンク本体の強度	満足していること	仕
	・アンカーボルト(埋込アンカー)の強度	満足していること	設
	・鋼製架台の強度	満足していること	設
5. 構造図	・大、中、小容量(30、12、5m ³)それぞれの構造図	提出できること	評
	・二槽式タンクの中仕切板構造図	提出できること	評
6. 材料・材質	・FRP製パネルタンクの材料・材質が分かる図面	提出できること	仕
	・タンクの材料・材質	標準仕様書記載材料により、耐水性、耐候性に優れ、衛生上無害であり、かつ、水質に悪影響を与えないものとする。給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合すること	仕
	・タンク内遮光性照度率	0.1%以下	仕
	・遮光性照度率の試験方法	JIS A 4110(ガラス繊維強化ポリエステル製一体式水槽)による	JIS
	・側板と底板の断熱性	厚さ15mm以上の硬質独立気泡の合成樹脂発泡体と同等以上の断熱性を有するものとする	仕
	・二槽式タンクの中仕切り	単板パネルとする	仕

項 目			評価基準	事由
	・タンクの補強		外部補強方式、内部補強方式又はこれらの組合せ方式とする	仕
	・タンクの組み立てに使用するボルト、ナットの仕様	タンク外部	ステンレス鋼製ボルト(SUS 304等)又は棒鋼(SS400等)に溶融亜鉛めっき(HDZT49)を施した鋼製ボルトとする	仕
		タンク内部の気相部(溢水面下150mmまで)	ステンレス鋼製ボルト(SUS 304)又は鋼製ボルトを、合成ゴム又は合成樹脂等の防護材で覆ったものとする	仕
		タンク内部の液相部	ステンレス鋼製ボルト(SUS 304)又は鋼製ボルトを、合成ゴム又は合成樹脂等の防護材で覆ったものとする。ただし、ステンレス鋼製ボルトについては、防護材で覆わなくてもよい	仕
	・パネルの接合に使用する材料		合成樹脂製又は品質が JIS K 6353(水道用ゴム)に適合する合成ゴム製で、水質に悪影響を与えないものとする。給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合すること	仕
	ボルト及びナット以外の金属材料の仕様	タンク外部	鋼製で溶融亜鉛めっき(HDZT49)を施したものとする	仕
		タンク内部の気相部(溢水面下150mmまで)	ステンレス鋼製又は鋼製とし、合成ゴム、合成樹脂又は合成樹脂粉体ライニング(被覆厚さ0.3mm以上)等の防護材で覆ったものとする。ただし、SUS329J4Lでは、防護材は不要とする	仕
		タンク内部の液相部	ステンレス鋼製又は鋼製とし、合成ゴム、合成樹脂又は合成樹脂粉体ライニング(被覆厚さ0.3mm以上)等の防護材で覆ったものとする。ただし、ステンレス鋼製のものについては、防護材で覆わなくてもよい	仕
	・ミルシート		提出できること	評
7. 附属品	・接続口および取付座		揚水管、給水管、排水管、オーバーフロー管、通気管等の接続口及び電極等の取付座を設けること	仕
	・接続口および取付座の接続方式		フランジ形、呼び50以下の電極取付座等を除く	仕
	・鋼製架台		溶融亜鉛めっき(HDZT49)	仕
	・ボールタップ用防波板又は電極棒防波筒			仕
	・マンホール	材質	タンクと同一の材質とする	仕
		大きさ	直径600mm以上の円が内接できるもの。ほこり等が入らないよう有効に立ち上げること	仕
		施錠	施錠式	仕
		内ふた	屋外用には内ふたを設けること	仕
	・はしご	タンク内部	合成樹脂製	仕
		タンク外部	鋼製(溶融亜鉛めっき(HDZT49))、ステンレス鋼製又はFRP製	仕
			安全ガード付きの場合は特記対応	仕
	・通気口		合成樹脂製防虫網付き	仕
	・アンカーボルト		ステンレス鋼製又は鋼製(溶融亜鉛めっき(HDZT49))	仕

項 目		評価基準	事由
8. 組立・据付	・現場組立施工管理規定・基準	提出できること	評
	・現場据付施工管理規定・基準	提出できること	評
	・満水試験	水漏れのないこと	仕
9. 銘 板	・銘板の表示内容	機器承諾図様式集の記載事項が記載されていること	仕・承
10. カタログ類	・カタログ	提出できること	評
	・製作図	提出できること	承
11. 提出書類	・製品納入時の書類(日本語版)として提出	完成図	承
		取扱説明書	承
		試験成績表	承

評価基準の事由

仕：標準仕様書又は改修標準仕様書の規定による

設：設計基準の掲載事項による

承：機材承諾図様式集の掲載事項による

評：評価事業による確認事項

JIS：日本産業規格の規定による